

第 8 公用負担に関する資料

資料 8-1 市町村長等の応急公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等については次のとおりである。

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根 拠 法 令
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において。	1. 必要な土地の一時使用 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用すること。 3. 車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 4. 工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失をうけた者に対し時価により補償する。	水防法第21条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は人命救助のため必要があるとき。	1. 火災が発生せんとし又は発生した消防対象物を使用し処分すること。 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、又は、その使用を制限すること。		消防法第29条第1項
消防長 消防署員 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき。	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。		消防法第29条第2項
同 上	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため緊急の必要があるとき。	上記以外の消防対象物および土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。	市町村は損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法第29条第3項 第4項
市町村長 (警察官) (海上保安官) (自衛官)	災害が発生し、または発生しようとしている場合において応急措置のため緊急の必要があるとき。	1. 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること。	市町村長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害法第64条第1項
同 上	同 上	現場の災害を受けた工作物または物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。	市町村長または警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災害法第64条第2項
市町村長 (警察署長) (海上保安部長)	災害が発生するおそれのあるとき。	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること。		災害法第59条

